

トピックス

## 「最低賃金改定へ議論 20円以上を目指す」

厚生労働省は6月14日、企業が従業員に支払う最低賃金（時給）の目安を決める中央最低賃金審議会（厚生労働大臣の諮問機関）を開き、2016年度の最低賃金の改定に向けた議論を始めた。

過去最高の上げ幅となった2015年度（18円）を上回る20円以上の引き上げの実現に向けて検討していく方針で、7月下旬の決定を目指す。

労使の代表者と学識経験者で構成される中央審議会は、地域ごとの賃金や生計費、企業の支払い能力などを検討した上で目安を決定する。都道府県の審議会はこれを基に各地の最低賃金を決定する。政府は最低賃金について「年率3%をめどに引き上げ、全国平均で1,000円を目指す」としており、今月決定した「ニッポン1億総活躍プラン」などに盛り込んだ。現在の最低賃金の全国平均は798円（広島県は769円）。3%の引き上げが実現すれば、上げ幅は初めて20円を超える。

法律・労務知識

## 「健康保険の傷病手当金と労災の休業補償給付の待機期間の違い」

### ● 健康保険の傷病手当金

⇒ 病気やケガで会社を休んだときに被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されるものです。

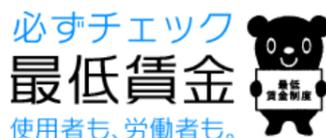
傷病手当金は業務外の事由による病気やケガのため仕事を休んだ日から連続して3日間（待期）の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期には有給休暇、土日・祝日等の公休日も含まれます。**待機期間のポイントは会社を休んだ日が連続して3日間**なければなりません。

### ● 労災保険の休業補償給付

⇒ 業務上の事由による病気やケガで休業した場合の賃金補償で、療養のため労働ができず、賃金を受けていない場合に支給されるものです。

休業補償給付は業務上の事由による病気やケガによる療養のため労働ができず賃金を受けない場合に休業の第4日目から支給されます。つまりこちらも3日の待機期間が必要となります。ただし、傷病手当金と違うのは、**この3日間の待機期間は継続していても断続していてもどちらでも良い**ところです。

どちらも同じ3日間の待機期間が必要ですが、3日間の内容が異なりますので注意しましょう！



Q & A



## 「従業員による秘密情報の持ち出し」

Q：ある従業員が当社の企業秘密や顧客情報等を自分のUSBに入れた持ち出しをしたと当社従業員から聞きました。懲戒解雇した上で、損害賠償も請求しようと考えていますが、可能ですか？ また窃盗罪にもあたると思うので警察に通報もしたいと考えています。

A：就業規則その他の規程に基づき、懲戒処分に処することは可能ですが、損害賠償については、損害の立証が困難であるため、請求は難しいでしょう。また、情報の窃盗については窃盗罪は成立しないとされています。

### 【解説】

#### ① 懲戒解雇の可否について

懲戒処分を行うためには、就業規則上、会社情報を持ち出した場合には懲戒事由となる旨が規定されている必要があります。

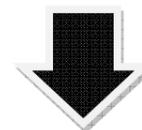
その旨が懲戒事由に規定されている場合には、懲戒処分を行うことが可能ですが、懲戒解雇を望む場合には、たとえ持ち出し行為が懲戒事由に該当したとしても、懲戒解雇が処分として重すぎないかを検討する必要があります。

#### ② 損害賠償の可否について

従業員が情報持ち出し行為を行った場合には、不法行為に該当するとして損害賠償請求を行うことが考えられます。ただし、損害賠償請求を行うためには、その従業員の持ち出し行為により、会社に具体的な損害が発生しているという事実を立証しなければなりません。

#### ③ 窃盗罪該当の可否について

窃盗罪は「財物」について窃盗行為を行った場合に成立するもの（刑法第235条窃盗罪）であり、この「財物」には情報等の無体物は含まないとされています。したがって、この従業員の行為については窃盗罪は成立しないと考えられます。なお、今回の情報の持ち出し行為は、不正の手段により営業秘密を取得する行為として「不正競争防止法違反（窃盗罪よりも重い刑罰あり）」に該当することも考えられます。しかし、「営業秘密」とであるといえるためには、その情報にアクセスできる者が社内限定されていること等、社内ですらに秘密として取り扱われていたという事情が必要となります。



### 【対策】

懲戒処分や損害賠償請求、警察への通報を行うのであれば、まずは確たる証拠の収集として、パソコンのアクセスログの解析や本人・第三者への事実確認が必要になってきます。証拠なしに何かしらの処分や請求を行っても、処分が無効になったり、請求が認められない可能性が非常に高いです。ただ、いずれにしても事後的な対処には限界がありますので、やはり社内で情報漏えい対策を事前にしっかりと講じる必要があります！

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL：082-293-8102 FAX：082-293-8104

E-mail：info@jinji-fuku.jp URL：http://www.jinji.fuku.jp

発行元・編集 / フクシマ社会保険労務士法人 松本